

# 介護保険負担限度額変更についての同意書

厚生労働省通知により介護保険負担限度額認定について、令和3年8月から対象となる方

の要件と食費の費用負担額がそれぞれ変更されます。

## ★ 要件についての変更

- 利用者負担第3段階が二つに細分化され、それぞれに収入等の金額が設定されます。
- 預貯金等について、一律1,000万円（夫婦は2,000万円）以下から、利用者の収入等に応じた金額に変更されます

## ★ 費用負担についての変更

- 第4段階（基準費用額）の食費 日額1,392円が1,445円に変更となります
- 入所及び短期入所療養介護サービス利用の食費負担額が、別表のとおり変更になります

段階	対象者の要件等	居住費（日額）		食費（日額）	
		従来型個室	多床室	入所	短期入所
第1段階	生活保護他の受給者	490円	0円	300円	300円
第2段階	本人年金収入及びその他の世帯全員市民税非課税世帯 合計所得年額80万円以下	490円	370円	390円	600円
第3段階1	本人年金収入及びその他の世帯全員市民税非課税世帯 合計所得が年額80万円以上120万円以下	1,310円	370円	650円	1,000円
第3段階2	本人年金収入及びその他の世帯全員市民税非課税世帯 合計所得が年額120万円以上	1,310円	370円	1,360円	1,300円
第4段階	市民税課税世帯	1,668円	377円	1,445円	1,445円 朝：350円 昼：570円 夕：525円

令和3年4月以降の約款内「利用者負担限度額」部分及び別添資料1について、令和3年8月より同様に変更となることを、担当者より説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_

代理人氏名 \_\_\_\_\_